

平成28年度
宮古市教育行政方針

平成28年2月17日

宮古市教育委員会

平成28年度宮古市教育行政方針

平成28年宮古市議会3月定例会の開会にあたり、平成28年度の教育行政方針について申し上げます。

1 はじめに

平成28年度におきましては、「宮古市総合計画後期基本計画」並びに「宮古市教育振興基本計画」の基本目標である「個性を生かし未来を拓くひとづくり」の推進を図ってまいります。

基本目標の達成に向けて、市民の誰もが個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習環境を整備するとともに、児童生徒の健康な体、豊かな心、確かな学力の定着を通して、これからの社会を生き抜くための「生きる力」を育む取り組みを学校、家庭、地域が連携して学校教育の充実を図ってまいります。

また、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める環境の整備など、生涯スポーツの促進とともに、各種スポーツの振興を図ってまいります。特に本年10月に開催される「希望郷いわて国体」の成功に向けて、行政、市民が一体となった取り組みを進めてまいります。

さらに、本市の貴重な文化財を保存・活用し、地域の風土に培われてきた郷土芸能や民俗資料を後世に伝え残すための施策を展開するとともに、市民の心のよりどころとなる地域文化の振興と創造を図ってまいります。

一方、復旧復興関連の施策につきましては、被災した社会教育施設の早期の復旧の実現に向けた取り組みを継続し、被災した家庭の児童、生徒の就学支援や心身のケアも含めた教育環境の再建に引き続き取り組んでまいります。

教育行政の推進につきましては、教育委員会の果たすべき役割と責任を十分に自覚するとともに、総合教育会議の充実を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ってまいります。

以上の基本方針を踏まえ、平成28年度の教育施策の概要について申し上げます。

2 部門別方針・重点施策

(1) 生涯学習の推進

生涯学習の推進につきましては、市民が生涯を通じて「いつでも・どこでも・誰でも」自分にふさわしい方法で自由に学習機会を選択して学び、その成果を地域の発展や社会参加活動に生かすことができる環境づくりを関係団体と連携・協働して進めてまいります。

また、生涯学習情報の発信や相談体制の充実を図り、学習内容に応じた適切な指導者や生涯学習ボランティアの派遣・紹介を行うなど、市民の自主的、自発的な学習活動を支援してまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、被災した高浜地区センターの復旧工事に着手するとともに、復旧が完了する鍬ヶ崎公民館及び津軽石公民館の利用促進を図ってまいります。

家庭教育の支援につきましては、幼児期の心とことばを育む「ブックスタート事業」の充実を図るほか、子どもの発達段階に応じた各種講座の開催や親子が一緒に楽しめるイベントの実施など、各種学習機会を提供してまいります。

青少年の学習活動の支援につきましては、家庭、地域、学校と連携した体験学習や創作活動など、世代間交流を図る事業等を実施してまいります。

地域コミュニティの再生支援につきましては、子どもの安全な居場所を確保するための「放課後子ども教室」、地域で子どもの学びを支援する「学校支援地域本部事業」を実施し、地域ぐるみで子どもの育成を支援する体制の充実を図ってまいります。

成人の学習活動の支援につきましては、関係教育機関や各種団体等と連携を図るとともに、様々な手段、手法により積極的に情報発信を行ってまいります。

また、市民の学習成果の発表の機会として「公民館まつり」や「音楽芸能発表会」等を実施するとともに、高齢者が、生きがいのある生活を楽しむことができるよう「社会経験者大学」等を開設してまいります。

「読書まち宮古」の推進につきましては、市立図書館等でのおはなし会や読み聞かせ等を通じて、子どもたちが本に親しむ機会の充実を図ってまいります。

また、市立図書館の図書資料の充実を図るとともに、企画展などによる

読書推進、移動図書館車による巡回貸出や施設等への団体貸出を行うなど、市民の読書活動を支援してまいります。

（２）学校教育の充実

学校教育の充実につきましては、児童生徒の「生きる力」を育む教育の一層の推進を図るとともに、各種団体等が実施する子どもの「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」に関する事業について支援してまいります。

「確かな学力」を育む教育の推進につきましては、学力検査を小学校全学年と中学校１、２年生で行い、その実態を分析するほか、中学校区で小・中学校が連携して学力向上に向けて取り組む「みやこ学力向上ネットワーク事業」を実施してまいります。

「豊かな心」を育む教育の推進につきましては、総合学習や道徳などで地域教材を活用して地域に親しむ活動を行い、ふるさとに自信と誇りを持つ宮古市民を育成してまいります。

国際理解教育につきましては、授業や「みやこ・イングリッシュ・キャンプ」等を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と異文化・国際理解の学びを深めてまいります。

また、子ども読書活動支援員と学校図書館支援員を引き続き配置し、学校、地域ボランティア、市立図書館と連携して学校図書館の充実を図り、子どもの自発的、主体的な学習活動により、「読書まち宮古」を推進してまいります。

小規模校においては、適正規模での教育活動により、児童の豊かな人間性や社会性が育まれるように「つつじの学校」を引き続き実施してまいります。

「健やかな体」を育む教育の推進につきましては、児童生徒の体力向上のため、地域の指導者の活用や、複数の中学校が合同で練習等を行う「宮古・JHSパワーアップ作戦」により、部活動の充実を図ってまいります。

また、「自分の健康には自分で責任を持つ」意識を醸成するため、学校保健活動や健康教育を進めてまいります。

特別支援教育の充実につきましては、障がい等により支援の必要がある児童生徒の自立や社会参加に必要な力を培うため、特別支援教育支援員等を配置するとともに、こども発達支援センターと連携しながら支援の強化

を図ってまいります。

相談・支援体制の充実につきましては、不登校やいじめ等に関する教育相談体制の充実を図るほか、児童生徒等の心のケアについても、スクールカウンセラー、医療、福祉の専門機関と連携して支援してまいります。

さらに、いじめ問題に関しては、いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ防止等のための体制整備を進め、適切かつ真摯に対応してまいります。

また、中学校の学習や生活等の諸課題に対応するため、引き続き学校支援員を配置し、学校生活の安定と充実を図ってまいります。

教育環境の充実につきましては、教育の機会均等のため、就学支援や通学支援のほか、奨学金の貸与により高校や大学等への進学に対する支援をしてまいります。

また、東日本大震災教育支援金制度により、東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒に対する教育支援を継続して行ってまいります。

学校の適正配置につきましては、「宮古市立小・中学校適正配置実施計画」を新たに作成し、児童生徒の教育環境改善のための適正配置を進めてまいります。

学校施設につきましては、非構造部材の耐震化として、宮古小学校及び河南中学校の特定天井を改修するための実施設計を行ってまいります。

また、昨年引き続き磯鶏小学校プール改築工事を実施するほか、必要となる各学校の改修工事を順次実施し、児童生徒が安全で快適に学べる環境整備を進めてまいります。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、市民が明るく豊かで活力に満ちた生活を営むことができるよう、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めてまいります。

また、本年10月に開催される「希望郷いわて国体」では本市においてレスリング、セーリング及びシーカヤックマラソンの3競技が行われることから「希望郷いわて国体宮古市実行委員会」を中心に市民総参加のもと、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

推進体制につきましては、一般財団法人宮古市体育協会、宮古市スポーツ推進委員、関係団体等と連携・協働により充実を図るとともに、専門的

な研修への派遣等により指導者の育成に努めてまいります。

また、ニュースポーツ講習会の開催などを通して、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

活動機会の提供につきましては、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会等を支援するとともに、子どもの健康増進を目的とした「スポーツチャレンジ事業」を開催するなど、各種スポーツ教室の充実を図ってまいります。

選手の育成強化につきましては、「スポーツ選手育成強化支援事業」を継続して選手の競技力向上を図るとともに、いわて国体の開催に向けて、本市開催競技に対する支援の充実を図ってまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、被災した宮古運動公園の早期復旧を目指すとともに、復旧が完了する田老野球場は、市民の誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことが出来る施設として、利用促進を図ってまいります。

また、改修が完了した小山田テニスコートのほか、他の体育施設につきましても、適正な維持・管理に努め、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

(4) 文化の振興

文化の振興につきましては、市民の心の癒しと安らぎのため、芸術文化の鑑賞の機会を数多く提供するとともに、宮古の文化遺産を後世に伝える施策を推進してまいります。

芸術文化の推進につきましては、市民文化会館を拠点として震災からの「心の復興」を進めるとともに、市民の文化活動の一層の推進を図ってまいります。

また、宮古市芸術文化協会や宮古市郷土芸能団体連絡協議会への支援を行うとともに、民俗芸能の伝承活動の推進に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、本年オープンする「崎山貝塚縄文の森公園」を拠点施設として文化財の調査、研究と保存を行い、震災復興事業に伴い発掘調査された遺跡については調査内容を市民に知っていただくため、遺跡調査報告会を開催してまいります。

また、「崎山貝塚縄文の森公園」では、特別企画展などの公開活用事業、

縄文まつりや体験学習などの各種事業を実施し、市民や宮古を訪れる方々に宮古の歴史と文化財に関する情報発信や学習機会を広く提供してまいります。

北上山地民俗資料館につきましては、国指定重要有形民俗文化財をはじめとする有形民俗資料の展示、公開、保存、整理を行うとともに、民俗資料を活用した体験学習や企画展等を実施します。

市史の継承につきましては、県が作成するガイドラインに沿って、震災津波関連資料の収集・活用を進めてまいります。

3 むすびに

以上、平成28年度の教育行政方針について申し上げます。

新しい時代を担う子どもたちが生きる力を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健やかに成長できるよう学校教育の推進に努めるとともに、すべての市民が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりを推進する生涯学習の充実・発展に取り組んでまいります。

議員各位と市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。